

貸付金規則施行規程

(平成 4 年 7 月 1 日)
名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

最近改正 平成 26 年 11 月 21 日規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、貸付金規則（昭和 50 年名古屋市職員共済組合規則第 5 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、普通貸付及び特別貸付に関する手続その他必要な事項を定めるものとする。

(貸付申込書に係る添付書類)

第 2 条 規則第 5 条第 3 項に規定する理事長が別に定める書類は、貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 普通貸付 見積書、契約書 (写)

(2) 特別貸付 経費の内訳書又は見積書のほか次の貸付けの区分に応じ当該各号に定める書類

イ 入学貸付 合格通知書若しくは入学許可書及び入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの）又は賃借契約書、続柄の確認書類（被扶養者を除く。）

ロ 医療貸付 診断書、領収書

ハ 結婚貸付 見積書、結婚証明書又は案内状、続柄の確認書類（被扶養者を除く。）

ニ 葬祭貸付 埋葬許可証、見積書、故人との続柄確認書類

2 前項に定める書類のほか、貸付申込書に借入状況等申告書、他の金融機関等（臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しくは互助会等をいう。以下同じ。）からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類（住宅ローン申込書 (写)、融資決定通知書 (写)、償還表 (写) 等) を添付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が確認書類の提出が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(育児休業期間中の償還の取り扱い)

第3条 借受人が地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（これに相当するものとして理事長が認めるものを含み、同法第9条に規定する部分を除く。）をしている場合又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条の2の規定により介護休暇（これに相当するものとして理事長が認めるものを含む。）を取得している場合において償還の猶予を希望する旨を申し出たときは、住宅貸付の例により取り扱うものとする。

附 則 （平成14年6月13日）
（名古屋市職員共済組合規程第10号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日）
（名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 （平成19年9月28日）
（名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、公告の日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則 （平成26年11月21日）
（名古屋市職員共済組合規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の貸付金規則施行規程の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。